## 工事施工中の不可抗力による損害の取扱いについて

長野県林務部が発注する建設工事請負契約において、工事目的物の引渡し前に天災 その他不可抗力による損害が発生した場合は、「建設工事標準請負契約約款」、「治山 関係事業(請負工事)施行中災害の取扱いについて」(S40.12.28 付け 40-1823 林野庁指導部長通達)(治山必携(法令通知編)平成30年度版706~710頁)に基づき、下記のとおり実施するものとする。

記

1 受注者は、工事目的物の引渡し前に天災その他不可抗力による損害が発生した場合は、建設工事請負契約書の条項(以下「条項」という。)第30条第1項に基づき、その事実の発生後直ちにその損害状況(概況)を「不可抗力による損害通知書」(様式1号)で発注者に通知しなければならない。

受注者は「不可抗力による損害通知書」(様式 1 号)の提出に際し ①損害の概要、②損害発生前及び発生後の現場写真を添付するものとする。

本項は工事完成後引渡し前(しゅん工届受理、検査前)にも適用するものとする。

2 発注者は「不可抗力による損害通知書」(様式 1 号)を受理したときは、条項第30条第2項に基づき直ちに損害状況(概況)を調査(※1)し、調査結果を「不可抗力による損害状況(概況)調査結果通知書」(様式第2号)により、受注者に通知しなければならない。その際、工事の継続の可否も判断するものとする。

発注者は、工事の継続及び設計変更に日数を要する場合は、その間「工事の一時中止通知書」(様式 7 号)により、工事を一時中止するものとする。

なお、工事が継続不可能となった場合は、条項第 48 条により契約解除を行うものとする。

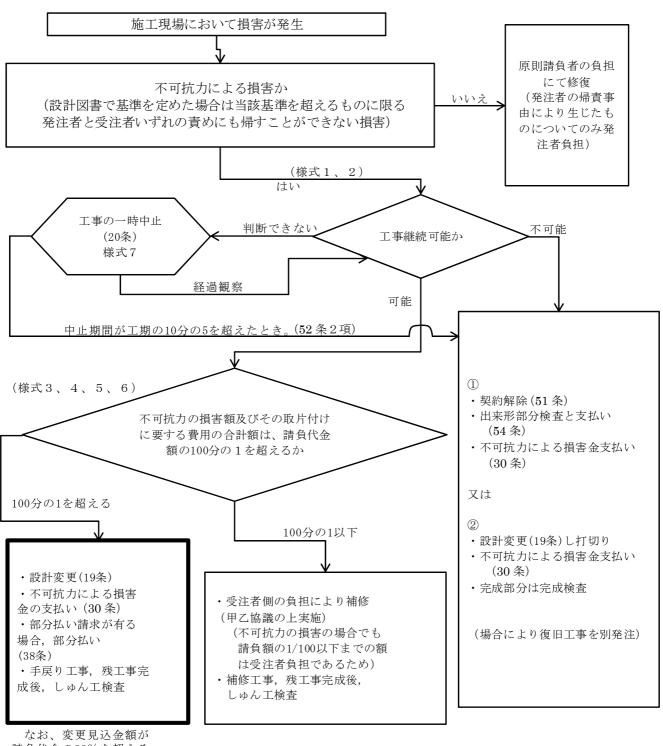
- (※1) 「調査」とは、発注機関の担当職員が行う損害概況の現地調査のことをいう。
- 3 受注者は、不可抗力による損害の数量が明らかになったときは「不可抗力による 損害数量報告書」(様式第3号)により損害数量を発注者に報告しなければならな い。本様式による報告は2の調査結果通知前に施行できることとする。
- 4 発注者は、「不可抗力による損害数量報告書」(様式第3号)を受理したときは、 条項第30条第2項に基づき、損害数量を確認(※2)し、確認結果を「不可抗力 による損害数量確認結果通知書」(様式第4号)により受注者に通知しなければな らない。
  - (※2)「確認」とは、発注機関の担当職員が行う損害数量の現地確認及び工事に関する記録等の確認のことをいう。

- 5 受注者は、条項第30条第3項に基づき、「不可抗力による損害費用の負担請求書」(様式第5号)により発注者に損害費用の負担を請求することができる。 発注者は、受注者から「不可抗力による損害費用の負担請求書」(様式第5号)が提出されない場合は負担義務を負わないものとする。
- 6 発注者は、5の請求があった時は、条項第30条第4項及び第5項に基づき、損害額及び請負代金額の100分の1の額を算定し、「不可抗力による損害費用の負担に係る工事変更協議書」(様式第6号)により通知する。

発注者負担がある場合は、受注者と協議のうえ変更契約を締結するものとする。

## 7 補足事項

- (1) 一時中止を伴わない工期の変更については、受注者から工期延長請求書の提出を受け工期延長を行う。
- (2) 損害数量の確認は、現地確認及び工事に関する記録等から特に詳細に確認を行う。
- (3) 条項第30条第2項に基づき、損害から「受注者が善良な管理者の注意義務を 怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等により てん補された部分」を除く。
- (4) 損害の額は、条項第30条第5項に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより算定する。
- (5) 同一工法で原形復旧が不適当な場合は、条項第 19 条に基づき設計変更の手続きをとる。
- (6) 損害額の算出に当たっては、現契約設計書とは別に、損害額設計書を作成し、 合併積算により算定する。
- (7) 「森林整備業務」「建設コンサルタント等の業務」についても本取扱いを準用するものとする。



請負代金の30%を超える際は、施工中の工事と分離施工が著しく困難な場合を除き別途契約とする。(H20.6.17付20森政第117号)

損害額の算定に当たっては、別添 1 「設計書作成の流れ」、別添 2 「設計積算システムでの操作手順」を参照してください。